格巢藪可録

地

和書門
類
二四二七八號
六五函
二架
三冊

内閣文庫
和書
二四二七八
類 號
三冊
一八二函
一架

内閣文庫
番號 和 24278
冊數 3 (2)
函號 182 351

国立公文書館
National Archives of Japan

第獻可録巻之中

封建郡縣之事秦漢以後治侯封建事
法等所考之事

諸侯封建の始堯禹王の時天子と称し雲山と云ふ胡
今代諸侯封國を立て殷の湯王の時に八十
ばく三千の諸國を立て大小強弱ありよく治ること
時の中に六百國の諸侯あり殷の武王此
石渠論文の法度の義
石渠論文の法度の義
周の末代よりおのおの

諸侯を分ちて不又一家より周公に屏叙を諸侯
大功の侯より大公呂公を初め行きて大国を封ぜ
諸侯を公侯伯子男の五等に定め公三侯一公を親
代々子孫代々に諸侯に封ぜ王室に諸侯の
如き有り天子の世子成長して諸侯と成る国
封ぜ王室平王以後に王威衰る天下地
天子の位を奪ふ諸侯天子を弑せ地を侵し分
王子諸侯内の乱を起し相攻め強国弱国
用の事多し右の諸侯大国より滅して秦楚燕

齊韓魏趙の七国計より多く是を周滅し後は天下
七つより也中して不秦の始皇始め諸国を滅して天下
一統代々後世に伝ふ候を建ふ事天下を三十六
郡に仕郡より郡守（此今郡代の名）縣令（此今代官の名）を置て治め
中比より封建の法廃て天下の地ふ郡公郡に
郡を置郡縣乃地と下に郡代を置く治め中古
此事

法候王
秦漢以後天下郡縣に成り封建

て侯王ならぬ所の子孫を皇帝と称申候皇帝
を王号と称されい先を侯王と申し漢の始より韓
信英布等と都王淮南王と称し英雄ふも王号者を
始め諸侯悉く滅し申し候ひ皇帝を及ひ又
天子の位先ず限中義ふ下ふ代代を通ぜず
子孫お猶位て子孫親の礼をお勤申し候
侯王と申し小て所地ふ少多ふ後漢の
皇帝の皇子なりと共一縣の地ふ封せられ地皇
后皇帝の后 ばり小ふ成家と申し人様子ふい先帝の子と

同ふ成ふ成ふ成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

列侯

秦漢以後郡縣の間切畫分を手始候故に郡縣の地を以封ぜ[illegible]候と中て功勞ハ[illegible]

此天子の淸和威を國く封せ[illegible]も有[illegible]

[illegible]を伝候王の下へ分ぜ[illegible]て列侯と中ハ常に王室[illegible]

[illegible]以ハ[illegible]地く[illegible]

文武の重職に任じ中ハ有[illegible]但前漢京帝以後ハ

土地人民ハ公侯の支配ふて出[illegible]但統治を不勞

侯[illegible]ハ子孫に[illegible]地ハ漢代不[illegible]

虛封にて若干に[illegible]と[illegible]狀位[illegible]と梁公と中張

祝公萬公と中[illegible]地ハ[illegible]

おを[illegible]中に近ふく[illegible]日又封号爵位ハ一代切て

子孫ハ繼ぐ事ハ[illegible]

新規に別の封爵を與ふ[illegible]

此胡位[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ秦漢の制ハ[illegible]秦漢ハ[illegible]

[illegible]を建中、長あ[illegible]公関の中ハ[illegible]

[illegible]時分尉侯[illegible]侯[illegible]候[illegible]候[illegible]
[illegible]て[illegible]侯[illegible]を関内候と中に[illegible]家
以後の侯候と中て通例の領地[illegible]関内候
関[illegible]

一藩侯

唐朝中ゟ藩侯と中義有[illegible]紀[illegible]唐の始侯
方[illegible]要害の地と軍兵を襲武士を[illegible]方角と
警固侯[illegible]家禄[illegible]史思明[illegible]
折侯[illegible]天子の下知も侯国[illegible]侯方ゟ

[illegible]武士[illegible]一味[illegible]大[illegible]
[illegible]を数[illegible]の地[illegible]押[illegible]武[illegible]二三別十金別を
[illegible]中[illegible]方[illegible]編[illegible]勲[illegible]仕[illegible]天子[illegible]尉
と侯中に天子も御[illegible]
[illegible]
[illegible]地を[illegible]中、[illegible]警[illegible]侯[illegible]
関の時の侯候のめく王家の藩屏と[illegible]て一方を侯
[illegible]て藩侯と称[illegible]中に[illegible]
侯候と[illegible]中[illegible]の[illegible]

なく右考に示周の時諸侯多くして大国小にして
子細なる殷の代より大国を作り諸侯数多有しに
武王紂を伐代の時を味方よりして武王の天下を取
給ふ事なく諸侯ふ延年にて[illegible]と唱ふ事は
ふケ様ふ大国と小国と延年にて三千国此時殷代の事とも
文ふ約束中に様ふふ[illegible]て出来の強き断すと
いふなれ共王子殷代四切の信を同しく大国封
せ[illegible]事は諸侯のあてよ[illegible]天下いふ
諸侯の領地ふ[illegible]花周の時より王子の領ハ殷周の通り

ふく出来王子領ハ殷周ニる封を諸中に奉ふ
[illegible]て諸侯とふ[illegible]漢より以後も天下天地も
ふ[illegible]無く天子の地より[illegible]代より諸大国にて
新しく一縣二縣の地を[illegible]く封せ[illegible]れ西洋の時
分[illegible]諸侯王子功臣等諸侯[illegible]王天子の
領地に等ふ時中有[illegible]三天下の半[illegible]て持りて
ふ[illegible]て[illegible]天下より日ふ[illegible]中人中を以て
ふ[illegible]ハ後ふ[illegible]長[illegible]有ふ[illegible]発[illegible]ふ[illegible]生れい
[illegible]諸ふ死中人有[illegible]も国ふふ[illegible]実[illegible]諸書ふの

表を考ふるに頼朝武を力に羅ふ[illegible]
國に[illegible]諸侯[illegible]年[illegible]八[illegible]
[illegible]世に[illegible]は遠て天下の[illegible]多[illegible]
諸侯[illegible]地[illegible]に[illegible]地人民[illegible]天子の仕
[illegible]諸侯の[illegible]代官[illegible]
時の[illegible]大國の諸侯[illegible]天下と自[illegible]
[illegible]大[illegible]月の[illegible]封建の[illegible]國を
[illegible]諸の[illegible]天子の[illegible]
[illegible]諸侯[illegible]天下の[illegible]四方の[illegible]王室の

[illegible]護[illegible]王室に[illegible]三十七代九百年の
称を[illegible]中[illegible]秦[illegible]後[illegible]天下[illegible]地[illegible]天子の[illegible]
[illegible]て一旦[illegible]王威[illegible]
[illegible]大家[illegible]諸侯[illegible]方[illegible]一揆蜂起[illegible]て
[illegible]及[illegible]言[illegible]
室の長久[illegible]及[illegible]日[illegible]
[illegible]國の諸侯[illegible]仰[illegible]
[illegible]武[illegible]王代[illegible]諸侯
[illegible]代官の[illegible]

強盗足利尊氏二百年社稷を繼ぎ以て國一
日も安寧ならしめ
以て勢を以て人を抑ふ諸國小諸侯を以て走
以て門前に大國を迫る國家の光榮
諸侯何も以前家と同じく代々社稷を繼ぎ
徳と中旦を以て久の御德ふ〻〻〻〻〻〻

四月

宣新制

園附世祿義園農殿辭任穀祿の格子

一

御尋ふ〻お考ふ〻通旦又格當ふ〻通ふ〻
園附世祿と中義世祿と爵位官職の二ツとなる
爵位ふ〻ても官職ふ〻中義爵位ハ
爵位ふ〻ハ上上中上下上上上中上下上上上

常孫にて世孫にて中ハし孫の事ハ世孫にてよりハ
士近官職の沙汰を定申し候ハ名孫孫
孫の田孫に不敷多分にハ一つにて仕田 一名主田ハ
職田の孫 先ハ古ハ 家業田流宗伯田ハ田家 世孫ハ士ハ
ハ時よりハ官職を名乗ハ世孫の高下ハ
ハ職掌の無ハよりハ後孫ハ只今後世中
なるの世孫なるハ二つハ世孫田ハ後世中
ハ分ハ知ハ世孫にて只今の加場知中
なる 孫三つハ宅田ハ後世の人より只今

の源兵衛ハ戸孫ハ世孫にて官田ハ農人の
因成ハ技藝より成ハ細工ハ新発ハ百官の
列にていにて官職を勤中なるハ
稱名ハ仕職人の孫後不ハ吾中ハ毎月
加賀ハ中ハ世孫の拵方にて世孫ハ
ハ人ハ孫ハ
右孫にて世孫ハ尉位ハ中孫仕田業田
官職ハ戸孫にて世孫ハ中ハ右尉位ハ
中孫にて世孫仕田業田ハ世ハ仕ハ中義ハ

たゝい事死して其婦子ニ親戚又ハ〻其の孫と世く
ハ位相ハ又の爵位を代ハく繼ハ事ハ家ニ分ル
事ニ成ハ又其ハ子ハ上士の列ハ加ハ家
もなくて有ハ時ハ二代目ハ上士の孫と云中ハ名
ニ成ハ事ニ成一代の間ハ上士ニ成人ニ為して其
ハ加ハ其の孫を世ハく位爵位を賜ハ
上士ニ加ハ上士の孫と世ハく位爵位分ハく
旬編黄門ハ官職ニ成中ハ
知ハ加ハ公爵ハ成りハ
切ハ人ニ稱して有ハを國稱ハ成ハ
ハ位ハ此限ハ有ハ
一 礼記王制ハ曰ハく天子諸侯の人を以ハ
加ハ時ハ子位ニ成ハ位侯ニ成ハ
ハ成ハ若切ハ加ハ爵位を世ハ
爵ハ成ハ人の文位を以ハ
元ニ加ハ子孫ハ及ハ若ニ成
ハ子孫ハ位ハ有ハ
一 秦漢ハ以後周の爵位ハ制ハ改中ハ

當書 [illegible]

の官を御よりうく俗称を揚りたる勲功の者に候他

有し代に取扱仕たる者に[illegible]候官に叙し[illegible]一

切出来[illegible]一代の間[illegible]官職の[illegible]文辞

迄仕[illegible]又[illegible]家よりも勲功の者

とい[illegible]間しく一代[illegible]身[illegible]何候様[illegible]

[illegible]子孫[illegible]官[illegible]但[illegible]子別[illegible]

仕て官職より[illegible]官職より[illegible]中[illegible]孫と[illegible]

格[illegible]又[illegible]功[illegible]たる官職

[illegible]も官位を受候場に[illegible]韓[illegible]之場

平を遂[illegible]中[illegible]より揚臣源を中[illegible]仕[illegible]

官[illegible]中位[illegible]場[illegible]を[illegible]人の[illegible]中[illegible]

先い[illegible][illegible]見[illegible]祖い[illegible]後い[illegible]世孫

[illegible]中[illegible]後い大[illegible]十[illegible]

[illegible][illegible]地[illegible]人民[illegible]

退[illegible]田宅[illegible]

[illegible]官位を[illegible]

[illegible]俗称[illegible]宅を[illegible]

[illegible]世[illegible]

古代より伝ふる所の系図よりして、世系の法を別て聖人の行政と
中興より世に出る事家の出来人皆
世系を伝へ事物ふ古代の出来人皆
一流ふ於て出事ふ出て、創業の時ふ於て
の機会の古用時爵位の古も出て世ふ傳ふ
神武天皇と引て出る所の接続
勾践の接続ふ於て出る所の
切事出て子細ふ言ふ
事ふ
の文字ふ
好字として

用ひる所の文字を用ひ来る好字を得ざる
限り得ざる好字をこの中と古人の編者ふ
文字ふ
古地を限りよりふ中ふ
古地より出て
伝へて
滅中ふ
人若ふ
の
捨ふ

好字を得ざる代ふ
限り得ざる好字をこの中と古人の編者ふ
文字ふ中ふ説や穀物ふ古地より出て
古地を限りよりふ伝の辞句ふ系を出るよ
伝へて伝ふ福岡中ふ理ふ出る勾践ふ文ふ
滅中ふ
人若ふ天下の
の
捨ふ
天下の出家風等新ふ
捨ふ

蔭ふて大ふの祿を費やす事以ての外
以ての外思ひ召され候義にて候
爵祿の儀定法もなく以前人代に
成り高下なく今
爵祿を与へ候義いろはの
爵祿の法ふなつて
義を関付の法候ふ準して
なるべく但物をもとの内大臣の
少七加官位知行をして
を藏と云らいてなるといふ
を藏と云らいてなるといふ

[illegible]義[illegible]関付郷士
ふ[illegible]後漢の時[illegible]年[illegible]
[illegible]ふ法候ふて文武の官を兼ねいふ
[illegible]を藏を知中内[illegible]
夜義[illegible]官乃[illegible]義石[illegible]
位階を定め[illegible]
[illegible]石[illegible]
[illegible]設義の[illegible]
[illegible]設の[illegible]何の設と定め

関付位候の内分[illegible]
設と[illegible]郷士と[illegible]

蔚仕より仕候て御奉公の儀を定め中置候て差出し又
田の仕田の格より下り候て役料この度仕候
若徒者し子孫のお奉公より一等二等減て扶を仕
候も可有之候事の役義より知行して役料の
命ハ加増知て有之候ハ且又家物方接待の事ハ田の
貴田の格ハて差又加増知のまし地を人お奉
被い役義辞退の時い役料及中加増知ハ公儀人
より一統より又母お祖の祖父の役義の元を別
田の時後祖を世代より仕候ハて差但を人の切方と

ハ格別の思召を以て加増知を仕候事ハ
又孫和ハ知を以て減ず候事ハ
新知ハ家ハ仕候ハ者ハ至和ハ出し中ハ通一代切ハ
祖を世ハ石仕者ハ者ハ但切方ハ人お渡と
許ハ御ハ者ハ先ハ格別ハ者ハ
御ハ公用中ハ者ハ田れの宅田料金の格ハて差又家
物ハ切ハハて也ハ格ハて也ハ差
ハ者ハ御憲院様ハ家新ハ者ハ者ハ
方ハ者ハ此田ハ者ハ者ハ者ハ

[illegible]
一代切[illegible]
[illegible]
[illegible]

下剋上の風を招いても妻子眷属等を殺害及中々人間の所業とは思はれぬ事迄平然と行ふ人間多くなる時代に於ては無論武家に於ても別る下の輩多く出来て主人を殺害する事に成て仕舞ふ

上を敬ふ心なく古人も君子に成る事なく古人も君子に成る事なく中庸に成る事なく

乃至少なくても若世上に上下の中庸を尊ぶ人多く出来ず此度に於ては食禄に任せて

四月

定影

周時世禄の義中庸の説し所禄

京前世禄の義少孟子周礼等の説と中庸の説

言出接して第三ト

世禄

孟子曰昔者文王之治岐也耕者九一仕者世祿注
云世祿者先王之世仕者之子孫皆教之教之而成
材則宜之如不足用亦使之不失其祿蓋其先世嘗
有功德於民故報之世恵厚之至也

右先王の世に世祿と申義は一仕ふる親に義
を重ねて三代の時に成ると上日比学校の教有
る所の子弟一統に初より学問仕て文祖の官職
を勤ふ中に成人れば大方は文祖の業を伝授仕
上を祿も頂戴仕居ふ筆に成ると雖の

者を取立て業に成ると雖も官は子孫に成ると
雖も代々重く文祖の功業を世に称して世祿
世官と申義は十人に一人数代に一家の義にて世祿
世官と申義者なれば文武を世に仕て祿をも世く
に仕ふ中に後世に成て日比学校の教ふ所の
文祖を我徳ふる官を教ふる教ふる子弟に成る
事ふ多く先に成ると百官に成る人数に成る
徳者を長ふ中に神中に成る一家官祿を作て
祿を世に仕て軍用に成ると宮中に御座

[illegible]て諸国[illegible]世孫の法
[illegible]中ハと[illegible]孟子滕文公篇[illegible]
支世孫勝行之と[illegible]ハ此時[illegible]の国より[illegible]
[illegible]ハ[illegible]同時世孫と中[illegible]初学校の教[illegible]
百官[illegible]ふ十[illegible]八九い文祖の業と[illegible]
爵禄 文爵禄と[illegible]て爵位[illegible]禄と[illegible]
[illegible]右の世孫[illegible]世孫の事[illegible]
孟子曰天子一位 公一位侯一位 伯一位 子男同一
位凡五等也
右公侯伯子男[illegible]天子と[illegible]一[illegible]位て

子男近[illegible]爵位五等[illegible]
君一位卿一位大夫一位上士一位中士一位下士
一位凡六等
右諸侯の国[illegible]君を[illegible]一[illegible]位て下士近[illegible]
天子之制地方千里公侯皆方百里伯七十里子男
五十里凡四等
右天子より子男ノ国近孫の大小四等[illegible]
天子之卿受地視侯大夫受地視伯元士受地視子
男

大國地方百里君十卿祿卿祿四大夫大夫倍上士
上士倍中士中士倍下士
右の地方百里いゑ侯の國にして
てゝ子孫のゝ下の此也
徐子曰大國君田三萬二千畝（一畝ハ百歩にして百歩ハ百姓にて二万二千畝也）
畝上士田四百畝中士田二百畝下田百畝次國地
方七十里君十卿祿卿祿三大夫大夫倍上士上士
倍中士中士倍下士

右の地方七十里にして伯爵の國にして
徐氏曰次國君田二万四千畝卿田二千畝（大夫以下同前）
小國地方五十里君十卿祿卿祿二大夫大夫倍上
士上士倍中士中士倍下士
右の地方五十里にして子男の國にして
徐氏曰小國君田一万六千畝卿田二千六百畝（大夫以前）
右何も侯の國にして天子の義にして一代前より天子
卿受地視侯大夫受地視伯元士受地視子男の田有
之是天子の公侯の君にして祿公侯の君十卿

禄ヲ授ケ見ル天子ノ業ノ公侯十倍代耕ル
ル者ヲ三ツニ分ケテ
王制曰天子之畿内方百里之国九七十里之国六
千有一五千里之国六十有三凡九十三国名三大
沢小班其餘以禄士以為閒田注云大国九者三公
之田三為有致仕者副之為六也其餘三侍封王之
子弟次国二十有一者卿之田六亦為有致仕者副
之為十二又三為三孤之田其餘侍封王之子弟小
国六千三者大夫々田二十七亦為致仕者副之為五
十四其餘九亦江侍王之子弟三孤之田不副者
以其無職佐公論道耳
右ハ天子ノ業田ノ事ニ方ノ国公卿大夫ヘ与ル田地ハ
別大略ヲ以テ此通ヲ以テ与ル公ハ大夫ヲ封ス
是迄ハ王ノ子弟ヲ封ノ地ヲ定ル所ヲ上士以下
ノ禄ヲ与ル又ハ閒田ヲ以テ諸ノ家ノ業
無職ノ者ノ為ニ与ル中ニ
云候ハ有功者取於閒田以孤之其有別地者場之
閒田

諸侯の有功者に加恩の時は間田の内を以若又
諸侯の内嫡子に又領地を割
〻〻天子〻〻間田
天子之縣内諸侯祿也注云選賢置之於位其國之
祿如諸侯不得世有功乃封之使之世也
右異法の人と雖も恩を以諸侯の孫に準ず
右田孫子を以て山林川澤ふるを以孫に中之かれ
のまゝ二代切にて世祿の数に入る
諸侯に雖も
成れば二代切ふるいまゝ下新知のまゝ二代切の者

ふるまゝ新知の父祖の切ハ
よりてふるまゝ子孫に代りて
墨切も有〻m後世に世祿ふるまゝ
仕田 賞田 宅田 庭田
周禮地官司徒載師以宅田士田賈田任近郊之地
以定田午田賞田牧田任遠郊之地以公邑之田任
甸地以家邑之田任稍地以小都之田縣地以大都
之田任畺地注云宅田致仕者之家所受田也士読
為仕仕者亦受田所謂圭田也孟子曰自卿以下必

有圭田圭田五十畝賈田在市賈人其家祈受田也
宦田庶人在宦者其家所受田也牛田牧田畜牧者
之家所受田也賞田賞縣之田也公邑謂大遂餘地
天子使大夫治之家邑大夫采地小都卿之采地大
都公之采地王子弟所食邑也
右之王畿千里の地割して五服に分ち五百里の内を
郊と云定田仕田賈田を此内に有り百里の内を都
と云宦田牛田賞田牧田を此内に有り公邑の田と云て
六縣として王城の外四百里の内を云て分て二百里
内を云縣と云て合て七萬戸家七縣も合て七万戸
の家に六縣と分て所地と云公邑と云て家
邑いまの私領に於て九州の私領大郡いまの私領王
畿の外地に王城の外二百里に相当る三百里を
郡と云四百里に縣と云百里を畺と云公領私領
に成り又百里に成り
田穫等宦田勳賞六鄉賞地之濃 膳法 以等其切註
云賞地賞田也切大小為差

国立公文書館
National Archives of Japan

孟子曰卿以下必有圭田圭田五十畝註云此世祿
常制之外又有圭田所以厚君子也
右圭田ハ仕田四事の中前の注ニ云ヘル如ク今の役料
の類ト為スヘシ　此後ハ圭田ハ世祿常制の外ニ
位ヒあル仕田ト一例ト為ス　賞田工伯ハ世祿ニ
ハ為ス　世祿ハ官位ニ応シテ定メラレ常制の祿の
類ニハ非ス　為ニ記ス中ニ
一稍食
周禮天官正幾其出入拍其稍食注云稍食祿稟官
稍則稍廩之月俸是也
右稍食ハ祿ヲ毎月給ス　後世ハ月俸ト云ヘル如
ク今の技巧方術の事ヲ以テ官中役人の多数ヲ
吟味シテ祿食ヲ後世ニ為ス
中庸飽稟稱事所以勸百工也註云餼稍食也稍事
如周禮稟人職田秀其号督以上下其食是也
先ハ百工ハ後世ニ技巧術ヲ上ヲ下ヲ考ヘテ為ス
後世ニ為ス稟人ハ号矢ヲ考ヘテ為ス号ト
制リ工ハ号の出来ヲ考ヘ技巧術ヲ加減シテ勢ヲ作

大宰以八則治都鄙其四曰祿位以馭其士註云祿
若月俸也士有賢行学業則詔之以爵位祿賞
夏官司士以德詔爵以功詔祿以能詔事以久尊食
注云德謂賢者食稍食也賢者既爵乃祿之能者事
成乃食之王制曰司馬兼論官材論進士之賢者以
告於王而定其論論定然後官之任官然後爵之位
定然後祿
右面象之任官有用人選舉の人をいせんとの事
賢能の人を爵位と合し又祿をもそなへ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人様に成り元士と成成り変[illegible]
中[illegible]大夫ハ君様[illegible]
止て[illegible]
時て[illegible]
[illegible]
中庸又為大夫子為士葬以大夫祭以士又為士子
為大夫葬以士祭以大夫
孟子魯平公曰孟子之後喪踰前喪曰何哉君所謂
踰者前以士後以大夫前以三鼎而後以五鼎與曰

否謂棺槨衣衾之美也曰非所謂踰也貧富不同也
若貧家不同と者[illegible]
為[illegible]
成[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月

田保出仕幸平儀

宮彰明

茅土を授けても出雲方面に於ては又人方も方面に於ても
封建義を以て漢の郡県制度を採用する事
周の衆代に田租の制とお考へ周の時封建の法
候ものと及中古官吏に任ずる世襲と中義も出来
拳度以後ても郡縣とも命令の子孫といた國
封建して法候事と称し相以て大臣を郡縣に対し
列侯と称し大法候列侯、他を作する周の
如し其外諸侯を藩と知る時は諸侯を
子孫を称する出て格別にさるべいかも
諸侯の代のはめ形に高代に家人となる

父祖より伝来の種々の御恩を加増新知を遣し
御奉公を以て子孫に至るまでも一族又は他人にても
新知を賜ひ遣し加増の無い古今無之様
成義にて此事に於ては上の御恩、
減少の代に家人等に一方ならぬ方
ても地を授方相応にて此事法度代より
中古は度々の通に加増新知を与へる
更に中古に上へ申上て中間等に加増新
知を与へる事の地方に成り申事 低の外指

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加増新知も思召の通い維新以来の功
勲も顕らかに其上功臣に賞賜
て永久不変の恩典を垂れ給ふ
御趣意なり
此度の御沙汰は
新知を賜ふ者は世襲の義に
方通ふ様に相成
一代切の定に
因縁金を給ひ
注意相成
方に加増新知役料いつれも
加増新知に加増を与へ一代と
限り役料いつれも知行と限る
下へ出す様も有し又上へ
知行を中し出たのるより
ても知へ出る中に
思召有し永代に
成行ものも
御すい給ひ
因位用に絶
事は以前新知加増も大略
五年と考へて五年を期
御沙汰
役料
中に
有しかの
中に
加増新知
知行
中に
有
加増
新知
役料
中
有
中
有
中
有

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]事ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]仕[illegible]ハ[illegible]の[illegible]代の風俗同様
の好者ハ[illegible]く二[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ他人同[illegible]ハ[illegible]と
中[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
も[illegible]ハ[illegible]同様ハ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]文方[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の子文方
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

永久不変の義なり乃ち変化生成

十月　　宝彩仙

清国現の義と為す者子の義なり中上なるを生成又
是れの極に依り清寿を為すなり中上
一古来美人出り上代用の適度を以て常法を
近年に於ては猶多しく来る国務に従事する者
以て代執筆の方法人なるも　生既有
大道生之者衆食之者寡為之者疾用之者節則既

恒定矣是天下を饒にして生之者
衆食之者寡と為すなり天下の財産を出す人多
く食する人寡し財ふるの義なり
清代より大勢新案と以て盛旦又以加坊主と称し
下等成孤乃ち中地を張り方物を
白徳院様以時ふるより赤事の以来人口年不多し坊　　桂現様
中孤上の以来人口変化なり　先可為之者疾
用之者節〻者しく之者上の費用と為して来る
私の義なり年不　以代以物産以用不の事業

と初年間結婚式費用の費一人ふ及中にて
先一ツ程ふくい年賀と云ふ事ハ
ふ所にて之を全廃ハ暫ふ行ハれ
ち事なれ共の者と合中との事ふく
ふ最少にて ふくふ先ふり何後新知
結婚一代切
結婚費用ふ行はれても同性の結婚とハ
ハふとふ定まりしふ
ふくふ申も定中れて義と
事なる細い点ふ当中ふて過
ふ結婚ふ定ふ程ふ
ふ中ふて中ふて

おふて通加婚おふ
の結ふ ふれ元義ふ
ふれふと行はれていたと
ても年賀状ふ中義ふ
人の子孫ふて
ふ年家と
少年て同性の子と
ふ婚ふ
ふ中ふ行ふ

代ふ中ふ中義い同の世孫
ふ中ふ元ふ新知ハ加婚代ふ
ふ年ふ中ふ
又孫子の後ふ元事他
ふ中義ふ
ふ義い先祖の系統ハ義と雑義
ふて同性の子と孫子ふ行同性ふて
ふ婚ふ
ふ中ふ元ふ孫一ツ加
ふ中ふ行ふ小同し種ふ

つまり中古以降も[illegible]ある[illegible]他人の子を養子に[illegible]
を相続に際し接中[illegible]ふ[illegible]者に本の相続通し[illegible]
中[illegible]ふ[illegible]を[illegible]ふ接[illegible]中[illegible]
何の差も[illegible]ふ[illegible]既に[illegible]子[illegible]同性[illegible]
[illegible]天[illegible]中[illegible]ふ[illegible]を人[illegible]の[illegible]
ふ[illegible]中[illegible]乃[illegible]事[illegible]
[illegible]の法[illegible]他人と[illegible]中[illegible]同性[illegible]
[illegible]家[illegible]中[illegible]上[illegible]

家人[illegible]ハ[illegible]事[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]の[illegible]編[illegible]新[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]憲院様[illegible]

上の品位を失ひ たとひ他氏の高位列侯
年齢若干子孫繁昌 中絶者し 家限りて他人の
子を養子に仕度 願ひ出候 止を得ず 又は養
代彰義隊一統 水戸浪士 迫と申 ならば 生ても一
家名を上の高き 家も 家名 絶 同門 絶 家の大勢
難義 仕 ふて 乞 一等 絶 家 たとひ
浪士の如 ても 同姓の門 命 同 姓 ふて 新 家
て 絶 義 ふ 家 一 家 石 位の 直 系 又 ふ
家 の 門 姓 を 中 義 い 門 絶 ふ

ふ 家 家 ふ 同 姓 門 中 ふ し 絶 ふ 絶 ふ
家 ふ 絶 の 不 も 一 際 ふ 絶 中 ふ 家 断 義
ふ 絶 ふ 絶 ふ 家 名 位 加 場 絶 同 嫡 子 の 格 早 く
断 ふ 絶 ふ 絶 義 絶 不 ふ 家 断 ふ 嫡 子 絶 不 私
不 家 ふ し 中 断 ふ ふ

三月十七

有馬兵庫殿様
加州侯江戸様

宝彰伺

士族困窮の為ふ年中にて学人士
が武家五十部 紙面有之
以家人困窮以故の武家五十部 志賀義 佐木
五十部 毎年の通 去年城中百刻所之中に
清家人間に貴孫と年寄
上より必以故の為ふ
年ふにても 武士 武家ふ貴族
有之 或い家業の信金有之 或い親戚に
信ふの火災 毎年 一往以故ひ不拘 困窮
を以動

為と以隠しふ為て以信金も雖立て有之 家ふ三
百俵百俵年以去年 有之 書子机を少中
祖の去も数多 有之 年 以成 絶業院 拾 紙
年 有之 の去 以 麻聡 拾 以家人の用紙の
去有之 清年 ふ 遣 為 家 為
五十部 十 毎 毎信 信 信 ふ 用 限 紙
毎年 ふ 紙 ふ 以 年 毎 上 解年
有之 紙 ふ 紙 中 紙 八九百石以下 書 家業
信金 毎 越 毎信 信 信 毎 毎 信金有

と云様なれども其はいにしへの方よ
り至書子一僕位にて是中絶を縁の間といふくあ
てにて是を信じ給ふ人を信用なさるべ
中義を稱と云過ぎて出来ぬ仕の結構
銀紙の義中毒にて出来ぬ費用おびただしく
所成業にて多金銀を費して手間仕様と成り出て
金銀を用ひ過ぎて是中に悪いと法出来
成ぬ如く是中義若し多くなる
和漢信用に成り候編と云事り華奢成

業し義と高義中にて仰出も強き出して中
但所他国に用ひ所に外国又い高義の華或い女子の
嗜嫌にて其商業仕様に成り高れの高
よ高紙切と商業に、他方者いと是高用と
価中義古の社会と国を以て古来いと法と仕義
以て出来所千部より手細にて是一こも如義
以家人の用途を好み常に小成り下ていを乱身上を
拵品しにも多くなる其れ成ども大方
高給金と成義と考ふ事一と成信年こ小

義兼より如何なる仕様義兼の代い大方二三
手石以上の大身の方々記り中史を小身の方々
世間にて時々稀り中に如何ふも不平不結構より
故中たと〳〵一事小て中に歳有院様御代義兼
家の者を以て大清殿の方々に段々
ふく方もなく出来る出合れ新しく〳〵元〳〵御中に於
る方る時て大清殿の面々に何ふも多を〳〵相数
尚を〳〵て世に出て世相様より〳〵
出るの家無る〳〵て〳〵無に成て〳〵の家も

お初まて元元家名任無実相ふの相数書を出る仕〳〵
御殿御用を敬中事 常憲院様御代義兼
繁る家数尽る 当〳〵中に御代義兼
様義兼のと御主も方家 家身の方々も分分
御後に候家る家数御代 大身に立る方〳〵
御家 さなく〳〵中御代〳〵御家義兼
とのあれる 御家義より 御世家に仕相
者る家義る 元様〳〵 御相る者〳〵
先江戸に〳〵多〳〵 方を年来候者〳〵御

ゆく末江戸の法大名減ぜらるる事に成り
價法下直と成りて和價も減じて安値に
成ることに成り其價いかゝ
和の價いかゝと上り中に成り
法和の用法者我本家藍玉に別る意和
ゆく大ゆの利潤なる事小生京大阪ゆの富商い
全なを作れ事下と自中に居れ天下の法和と
自由と成る一事なる今にて此の本場を変り中向
阪者と一番價法下直と成れ和價自由と

ゆく中万家と成り其價下直にて和價ひくい
法なく發義と成り此後にて無筋使中
ら於い事ゆ所及ゆて仕行布ゆを初め生中
元を以て時ゆ者ゆ事ゆ運送ゆの人用と成る仕
時の五度をゆ定ゆ一角ゆ價をゆ
ゆ法れゆて成ゆ万家ゆ
て万ゆ義ゆ事ゆ

二月

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan